

令和2年度 特定相談支援事業者等に対する指導監査等について

(概要) 詳しくは、p 1～

指導	目的	○ 相談支援給付に係るサービスの取扱い、相談支援給付費の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、サービスの質の確保及び相談支援給付の適正化を図る。
	集団指導	○ 講習等の方法で行う。 ○ 相談支援給付に係るサービスの取扱い、相談支援給付費の請求内容、制度改正及び過去の指導事例などを説明する。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。
	実地指導	○ 事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。 ○ 原則として、3か年に1回実施する。 ○ 日程は事前に調整し、おおむね実施日の1か月前までに文書で通知する。 ○ 実地指導の結果は文書で通知し、改善が必要な事項が認められた場合は、改善報告書の提出を求める。 ○ 令和2年度実施分から、文書指導事項及びその改善状況の概要を、市のホームページで公表する。

監査	目的	○ 次の指定基準違反等に該当する場合、事実関係を的確に把握し、公正・適切な措置を講ずるために実施する。 ① 「勧告・命令」、「指定の取消し」等に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合 ② 相談支援給付費の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合
行政上の措置		○ 監査の結果、指定基準違反等に該当すると認めるときは、「勧告・命令」、「指定の取消し」等を行う。

不正利得の徴収	○ 偽りその他不正行為により相談支援給付費の支給を受けたときは、支払った額に加えて、加算金（返還額×（40／100））を返還させる。
---------	--

業務管理体制確認検査	目的	○ 法令遵守等の業務管理体制（法令遵守責任者の選任等）が、事業所を設置した法人として適切に整備されているか確認するために実施する。
	対象	○ 特定相談支援事業所の指定を受けた法人で、当該事業所が志木市内にのみ所在する法人 ※ 特定相談支援事業所のほか、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業所の指定も受け、両方の事業所が志木市内にのみ所在する場合は、業務管理体制の整備に係る届出先は県となり、県が確認検査を行う。 ○ 障害児相談支援事業所の指定を受けた法人で、当該事業所が志木市内にのみ所在する法人
	一般監査	○ 実地指導を行う場合に、併せて実施する。
	特別検査	○ 指定の取消し等に相当する事案が発生した場合に、実施する。

(その他)

相談支援給付費の返還について (p 5)

人員・運営に関する基準、相談支援給付費の算定基準に係るご質問について (p 7)

令和2年度 特定相談支援事業者等に対する指導監査等について

第1 対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法の規定に基づき、市が指定した特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者(以下「特定相談支援事業者等」という。)

第2 指導について

1 目的

障害者総合支援法第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項の規定に基づく特定相談支援事業者等に対する指導は、次に掲げる基準等に定める計画相談支援給付及び障害児相談支援給付(以下「相談支援給付等」という。)に係るサービス(以下「相談支援給付等対象サービス」という。)の取扱い並びに計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費(以下「相談支援給付費」という。)の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、相談支援給付等対象サービスの質の確保及び相談支援給付等の適正化を図るために実施する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)

2 集団指導

集団指導は、相談支援給付等対象サービスの取扱い、相談支援給付費の請求内容、制度改正及び過去の指導事例等に基づき必要と考えられる指導内容に応じて、特定相談支援事業者等を選定し、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止する。

3 実地指導

- (1) 実地指導は、次に掲げる特定相談支援事業者等を対象に、特定相談支援事業者等の当該指定に係る事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

また、事業所内を巡視し、設備、重要事項の掲示及び個人情報に係る書類の保管状況等の確認を行う。

- ア 定期的かつ計画的に実施することとして、年間計画に基づき選定した特定相談支援事業者等
- イ その他特に実地による指導を要すると認める特定相談支援事業者等

- (2) 実地指導の実施の周期等

ア 実地指導の実施の周期については、原則として、3か年に1回とする。

イ 新たに指定を受けた事業者に対する実地指導は、原則として、指定を受けた年度又は次年度において実施する。

- (3) 実地指導の実施に当たっては、対象となる特定相談支援事業者等と事前に日程を調整の上、おおむね実施日の1か月前までに文書により通知する。

ただし、当該通知により、適正な実地指導を実施することができないと認められる場合は、実地指導を実施する際に文書を交付する。

- (4) 実地指導の結果、改善を要する事項が認められる場合には、文書により指導結果の通知を行うとともに、当該指導事項に係る改善報告書の提出を求める。

提出された改善報告書の内容を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて、管理者等の呼び出し又は再度の実地指導の実施等、改善の徹底を図る。

- (5) 特定相談支援事業者等の運営の適正化に加え、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的として、文書で改善報告を求める文書指導事項及びその改善状況の概要について、市のホームページで公表する。

- (6) 指導の重点項目

- ア 相談支援専門員等の配置
- イ 具体的取扱方針に規定するケアマネジメント業務
- ウ 相談支援給付費の適正な算定

第3 監査について

1 目的

障害者総合支援法第51条の2第2項及び児童福祉法第24条の3第1項の規定に基づく特定相談支援事業者等に対する監査は、次の各号のいずれかに該当する場合（以下「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

なお、実地指導の実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

- (1) 第4に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 相談支援給付費の請求について不正又は著しい不当の疑いがあると認められる場合

2 監査対象の選定

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な指定基準違反等が把握でき、又は指定基準違反等が疑われる蓋然性が高い場合に限る。）
- (2) 相談支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定相談支援事業者等に係る情報
- (3) 実地指導において確認した指定基準違反等に関する情報
- (4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

第4 行政上の措置について

監査の結果、指定基準違反等に該当すると認めるときは、障害者総合支援法第51条の2第8及び第51条の2第9並びに児童福祉法第24条の3第5及び第24条の3第6の規定に基づき、「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の行政上の措置を行う。

第5 不正利得の徴収について

特定相談支援事業者等が、偽りその他不正の行為により相談支援給付費の支給を受けたときは、障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、当該特定相談支援事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

第6 業務管理体制確認検査について

1 目的

- (1) 障害者総合支援法第51条の3第1項の規定に基づく指定特定相談支援事業者（特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。）に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、障害者総合支援法第51条の3第1項に定める業務管理体制が適切に整備されているか確認するために実施する。

（補足）

特定相談支援事業者の指定のほか、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業者としての指定も受け、当該指定に係る事業所が志木市の区域内にのみ所在する場合は、業務管理体制の整備に係る届出先は県となり、県が確認検査を行う。

- (2) 児童福祉法第24条の3第1項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者（指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。）に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、児童福祉法第24条の3第1項に定める業務管理体制が適切に整備されているか確認するために実施する。

2 検査方法

- (1) 検査の実施方法は、一般検査及び特別検査とする。
- (2) 一般検査は定期的に実施し、実地指導を行う場合には、併せて実施する。
- (3) 特別検査は、特定相談支援事業者等の指定の取消し等に相当する事案が発生した場合に、当該特定相談支援事業者等における業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する。

（参考）

【障害者総合支援法】

指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の責務

第51条の22 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 （略）

3 指定相談支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（補足） この第3項に規定する義務の履行が確保されるように、第51条の31で「業務管理体制の整備」が義務付けられている。

指定計画相談支援の事業の基準

第51条の24 指定特定相談支援事業者は、当該指定に係る特定相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定計画相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定計画相談支援を提供しなければならない。

3 （略）

業務管理体制の整備

第51条の31 指定相談支援事業者は、第51条の22第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2～5 （略）

【障害者総合支援法施行規則】

第34条の6 1 法第51条の31第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

【児童福祉法】

指定障害児相談支援事業者の責務

第24条の3 0 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 (略)

3 指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(補足) この第3項に規定する義務の履行が確保されるように、第24条の38で「業務管理体制の整備」が義務付けられている。

指定障害児相談支援の事業の基準

第24条の3 1 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い、当該指定障害児相談支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害児相談支援事業者は、厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

3 (略)

業務管理体制の整備

第24条の3 8 指定障害児相談支援事業者は、第24条の30第3項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2～5 (略)

【児童福祉法施行規則】

第25条の2 6の8 法第24条の38第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児相談支援事業者法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児相談支援事業者法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児相談支援事業者法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

相談支援給付費の返還について

偽りその他不正行為により相談支援給付費の支給を受けた場合に、加算金を含めて返還となるほか、報酬基準に適合しない取扱いが認められた場合にも、不適切な請求となっている部分については、返還が必要となる。

○（介護給付費・訓練等給付費）体制届が必要な加算で要件に適合しない場合の取扱い

4 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

- (1) 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。
- (2) また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について 平成18年10月31日・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

○返還請求の消滅時効

不正請求を含む過払いの場合の返還請求の消滅時効は、障害者総合支援法及び児童福祉法に特別の規定がないことから、地方自治法第236条の第1項の規定により「5年」が適用される。

(参考)

○介護保険サービスでの介護報酬に係る返還指導の取扱い

区分		報酬請求の内容	報酬上の措置等	遡及
指導	取扱いが不適切	○ 加算報酬上の基準要件を満たし、解釈通知に即したサービス提供を行っているが、不適切な取扱いが認められる場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないものの、加算本来の趣旨を満たしていないとまではいえない場合	適切な取扱いとなるよう指導	無
	基準等不適合	○ 加算報酬上の算定要件を一つでも満たしていない場合 ○ 解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合	適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる ※	有
監査		加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供が実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合	法第22条第3項に基づく返還金及び加算金の徴収	有

(「報酬請求指導マニュアル」に基づく加算請求指導に関するQ&Aについて 平成19年3月1日・厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長事務連絡)

※(補足) 「原則として指導月前1年について自主点検させ、点検の結果それ以前にも遡すべきものがあるればそれ以前についても点検させ自主返還を求める」こととなっている。(平成15年9月8日・全国介護保険担当課長会議)

人員・運営に関する基準、相談支援給付費の算定基準に係るご質問について

- 特定相談支援事業・障害児相談支援事業の「人員・運営に関する基準」又は「相談支援給付費の算定基準」についてご質問がある場合は、次のとおり、電子メール又は郵送で提出をお願いします。

(電子メールの場合)

- ・ 電子メールの【件名】は「質問票 (相談支援)」とし、【メール本文】に次の項目を入力の上、送信願います。
 - 事業所名
 - 記入者氏名
 - 電話番号
 - 電子メールのアドレス
 - サービスの種別
 - 質問内容

(郵送の場合)

- ・ 上記の項目を記入の上、郵送願います。特に様式は定めておりません。

- ご質問を受け付けた後、内容を確認し、追って電話等で回答いたします。

質問内容によっては、関係機関に確認の上、回答することになります。この場合は、回答までに時間がかかることがありますので、予めご了承ください。

(担当) 志木市 福祉部 福祉監査室

Tel : 048-473-1111 内線2883・2884

E-mail : fukushi-kansa@city.shiki.lg.jp

〒353-8501 志木市中宗岡1-1-1

※ 新庁舎建設のため、市の庁舎は仮庁舎に移転していますが、郵便物の送付先の住所、電話番号は、移転後も変更はありません。